

# 剣道称号「錬士」審査会要項

全日本剣道連盟

## 1. 申込対象者

- (1) 剣道六段受有者で、受有後1年以上を経過（令和2年5月31日以前に取得）した者。
- (2) 剣道五段受有者で、受有後10年以上を経過（平成23年5月31日以前に取得）し、かつ、年齢60歳以上の者（称号・段位審査規則第11条2項による特例）。

## 2. 申込方法

- (1) 受審希望者は、所定の錬士受審申請書に小論文を添え、各市区郡剣道連盟に提出する。
- (2) 年齢基準は審査当日（5月3日）とする。

## 3. 各市区郡剣道連盟の推薦

- (1) 申込者が提出した、錬士受審申請書と小論文を受理する。

### 小論文の内容

- ①課題 平成19年3月14日制定の「剣道指導の心構え」の要点を記し、それをふまえたうえでのあなたの剣道修業について述べなさい。
- ②字数 400字以上800字以内。
- ③用紙 400字詰め原稿用紙（市販のB4縦書き）用紙1～4行目に表題と登録都道府県・氏名を記し、5行目2段目より書くこと。必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。2枚の原稿用紙は右上ホッチキスで止めること。（凡例参照）
- ④提出 封筒長3（長さが23.5cm・幅が12cm）の表に「剣道称号錬士受審」、裏に登録都道府県と氏名を標記し封印したもの。

- (2) 各市区郡剣道連盟会長は、申込者が規則第10条第1号の付与基準に該当し、かつ、実施要項の「錬士を受審しようとする者の備えるべき要件」（①～③）を満たしていると認めた場合、宮城県剣道連盟会長に候補者として推薦する。なお、規則第11条第2項の特例による推薦は特に厳選のこと。

- (3) 推薦方法は、候補者推薦書を作成して、受理した受審申請書と小論文（封印のまま）を添えて宮城県剣道連盟に送付する。

## 4. 申込締切 各市郡剣連が定めた日

- (1) 申込先 各市郡剣連事務局
- (2) 審査料 錬士 10,700円（手数料 3,000円込み）

## 5. 審査方法

### (1) 小論文の審査

課題に対して適切な内容でまとめられているか、剣道に対する受け止め方と文章の表現能力等について審査を行う。

### (2) 審査会における審査

小論文を採点のうえ審査会に付議して合否を決定する。

## 6. 審査会期日 令和3年5月3日(祝)

## 7. 合格発表

審査終了後、合格者決定通知と証書を合格者の登録都道府県剣連に送付するほか、後日、全剣連月刊「剣窓」令和3年6月号および全剣連ホームページ

(<http://www.kendo.or.jp/>) に合格者の氏名を掲載する。

## 8. 個人情報保護法への対応

※以下を申込者に周知して下さい。

申込書に記載される個人情報(登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等)は全日本剣道連盟および地方代表団体(各都道府県剣道連盟)が実施する本審査会運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体(掲示用紙、ホームページ、剣窓等)に公表することがある。更に、剣道の普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。



宮城県剣道連盟会長 殿

称号・段位審査申請書(中央審査用)

市(区) 郡 剣道連盟会長

㊞

受審称号段位	士	段	全剣連番号			
六七八段 受審者	審査会場		受審希望日 (○で囲む)	1日目・2日目・いずれも可		
ふりがな			ふりがな		性別	
氏名	㊞		旧姓		男・女	
生年月日	昭和・平成		年	月	日	( 歳)
本籍地	〒 -					
現住所	〒 -					
電話番号	自宅	-		-		
	携帯電話	-		-		
	メールアドレス					
職業 (○で囲む)	01 生徒	02 学生(専・大)	03 警察官	04 自衛官		
	05 教員	06 公務員	07 会社員	08 自営業		
	09 団体職員	10 主婦	11 その他	12 無職		
	13 刑務官	14 医師	15 教員大学	16 教員高校		
	17 教員中学	18 看護師	国家公務員	地方公務員		
講習会受講歴	(称号受審者は記入)					
所属連盟	市(区)郡剣道連盟					
現在の称号	士	取得年月日	昭・平・令	登録時都道府県名	受審場所	
現在の段位	段		年 月 日			
現在の級位	級		昭・平・令			
			年 月 日			

- 注意事項
- ◎楷書で正確に記入すること。
  - ◎受審資格を確認し、所属連盟を経由(承認)の上提出すること。
  - ◎受審者は既取得級位、段位証書の写し(A4に縮小)を必ず添付すること。
  - ◎「全剣連番号」(現段位証書の左下に記載されている番号)を必ず記入すること。但し、証書に全剣連番号が記載されていない場合は空欄でよい。
  - ◎称号受審者は講習会受講歴を記入すること。

# 称号受審要件の講習会受講についての確認事項

(一財)宮城県剣道連盟

公益財団法人全日本剣道連盟から、令和2年11月30日付「称号受審要件の講習会受講回数について」の通知があったので、令和3年度の錬士、教士称号審査会受審者から適用いたします。確認の上申請して下さい。

## 1 <全剣連通知要旨>

- (1) 「剣道称号段位審査実施要項」で定められている受審要件の一つである講習は、錬士の場合、「地方代表団体（本県では一般財団法人宮城県剣道連盟）が行う講習を受け、錬士として必要とされる、(略)能力の認定を受けている」こととされているが、同実施要領では、具体的な受講回数が定められていない。(剣道称号段位審査実施要領「称号審査の方法」1. 錬士の審査(1)③参照)
  - (2) 当面の措置として、錬士受審に必要な講習受講回数は、1回とする。なお、1.(1)③の(全剣連が指定する講習を受講し、終了の認定を受けた者、又は全剣連が行う社会体育指導者資格中級の認定を受けた者は、上記③の認定の全部又は一部を受けた者と見なす)は、これまで通りの取り扱いとする。
  - (3) 教士称号の受審要件である講習(剣道称号段位審査実施要領「称号審査の方法」2. 教士の審査(1)③参照)については当面の間受講回数を2回とするが、やむを得ない場合は、1回も可とする。なお、2.(1)のかっこ書きの扱いは、錬士の場合と同じとする。
- 以上

## 2 <宮城県剣道連盟への申請申込について>

今回の全剣連通知並びに宮城県剣道連盟の「剣道称号・段級位審査規則」第8条及び「剣道称号・段位審査実施要領」の1、2により次の通りとします。

- (1) 錬士受審者は六段受有後(全剣連審査規則第11条による特例受審者は五段受有後)1回以上、教士受審者は七段受有後原則2回(当面の間1回も可とする)以上の当法人が行う講習会(指導法、審判法、日本剣道形)、又は全剣連指定講習(社会体育指導者資格中級を含む)の受講と認定が必要となります。申請書の「講習会受講歴」欄に、受講した講習会の名称及び期日を記載する事。
- (2) 令和3年度称号審査については、コロナ禍の影響により当法人主催の令和2年度講習会が計画通り実施出来なかった上、移行期であることから、加盟団体会長から推薦された者で講習会受講認定がない場合は、令和3年度の当法人が行う認定要件の講習会を受講する旨の確約書をもって、申請を受け付けることとする。

# 確 約 書

年 月 日

一般財団法人宮城県剣道連盟会長殿

申請者 住 所

受審申請称号

氏 名

(署名又は記名押印)

令和3年度の全日本剣道連盟剣道称号審査の受審申請に当たり、受審要件である講習会については、一般財団法人宮城県剣道連盟が令和3年度事業として行う下記講習会のいずれかを受講し認定を得ることを確約します。

## <当法人認定講習会>

- ・全剣連後援剣道講習会 (6月27日開催予定)
  - ・地域(仙台)社会武道(剣道)指導者講習会 (11月20・21日開催予定)
  - ・日本剣道形講習会 (1月～3月の月例稽古会前に開催予定。3回受講のこと)
- ※開催日程は、4月に当法人HPに掲載。この他に認定講習が開催できる場合はお知らせします。